

産業廃棄物処理計画書

2021年6月30日

石川県知事 殿



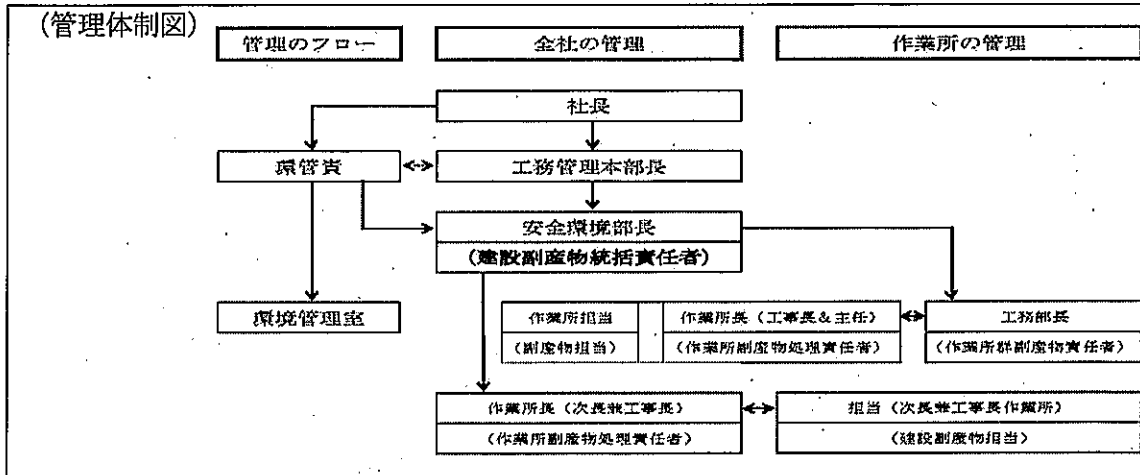
住 所 石川県金沢市入江3丁目25番地
氏 名 代表取締役 伊野 博俊
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-291-8818

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社トーケン
事業場の所在地	石川県金沢市入江3丁目25番地
計画期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06. 総合建設業
②事業の規模	令和2年度 完成工事高 94.02億
③従業員数	74名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃プラスチック類：再生処理業者へ委託→原料として再資源化 ・ 紙くず：再生処理業者へ委託→再生紙として利用、または一部最終処分場にて埋立 ・ 木くず：再生処理業者へ委託→チップ材として再資源化、または一部最終処分場にて埋立 ・ 金属くず：再生処理業者へ委託→原料として再資源化 ・ ガラス陶磁器くず：再生処理業者へ委託→原料として再資源化、または一部最終処分場にて埋立 ・ 石膏ボード：再生処理業者へ委託→再び石膏ボードへ ・ がれき類：再生処理業者へ委託→原材料として再資源化、または一部最終処分場にて埋立 ・ コンクリート破片：再生処理業者へ委託→再生砕石として利用 ・ アスコン破片：再生処理業者へ委託→再生骨材・再生アスコンとして利用

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】 別紙②		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙①		
②計画	【目標】 別紙②		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙①		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙①
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙①

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】別紙②		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) できるだけ、電子マニフェストを導入している業者、優良認定処理業者より選定し委託する。リサイクル可能なものは、再生処理業者へ委託する		

②計画	【目標】別紙②	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、優良認定処理業者、再生処理業者への委託を検討する。	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【別紙①】

●産業廃棄物の排出の抑制に関する事項について

総排出量については、工事の増減により大きく変化する為、工事着工時に作業所毎の予測、計画をたて目標を定める。そしてそれを実行することにより、抑制を図る。

1) 数値指標・目標

① 全社、部門及び作業所：「実施計画」に記載する

② 作業所の目標：工務管理本部長が部門目標を勘案し、着工時承認をうける。

③ 目標

・ 請負契約による「発生材処分費」に基づく工務部購買部よりの廃棄物処理費（指示）目標の達成 $\geq 70\%$

・（参考）「現場最終廃棄物総量 \leq 排出原単位の廃棄物総量」達成の実績調査

※解体、増改修除く建築新築工事

2) 対象作業所

・ 着工時に建設副産物の排出量の予測、計画をたてる。

・ 計画書は、工務管理本部長に提出し、承認をうける。

3) 監視・測定

① 進捗管理

工務管理本部から「作業所別産業廃棄物一覧表」（工期4ヶ月以上）を配信する。

作業所は、1回/月毎に今後の排出量予測を予測し、管理する。

②（最終の排出時）目標達成状況記録を提出し、工務管理本部長の承認をうける。

4) 管理可能建設副産物の総量を対象とした削減活動

① 管理可能な建設副産物

がれき類、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック、金属くず、繊維くず、紙くず、木くず、廃石膏ボード、混合廃棄物

② “ALC版くず”

広域認定制度によりリサイクル（メーカー委託の収集運搬業者の有償引取）

③ “ダンボール”

容器包装リサイクル法によりリサイクル（古紙回収業者等に無償引取）

5) 計算式

① 「工務部購買部よりの廃棄物処理費（指示）目標」の達成 $\geq 70\%$

②（参考）「現場最終廃棄物総量 \leq 排出原単位による廃棄物総量」実績

●産業廃棄物の分別に関する事項について

(1) 法律上の分別の位置付け

1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

①産業廃棄物、一般廃棄物、特別管理産業廃棄物等→処理の仕方相違

②安定型、管理型及び遮断型処分場で処分→品目による分別

③広域再生利用厚生大臣指定制度（第14条）

厚生労働大臣の認可を受けた製品（石膏ボード、岩綿吸音版、ALC版、グラスウール等）についてはメーカーが排出事業者と契約のうねりサイクル製品として引取（特にALCについては他の廃棄物と混ざらないように分別）

2) 「容器包装リサイクル法」

ダンボールは容器包装廃棄物の対象であり、分別して再商品化事業者（古紙回収業者）等に引き取らせ、リサイクル〈有価物〉

3) 「再生資源の利用の促進に関する法律」

事業者は再生資源を利用するように努めること、また副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進（第4条）

(2) 計画上の考慮すべき事項

1) 再資源化施設

・リサイクルするものを決定

分別を実施：リサイクル可能なもの→分別→再生資材として再資源化施設へ搬入する。

2) 施工状況

・工程に合わせた分別の区分→工事の進捗状況により排出廃棄物の種類が変化する。

3) 分別容器の種類

廃棄物処理計画書、建設廃棄物処理形態書作成時に、目標達成施策を計画し、分別容器の種類を特定するが、原則、下記の①～④とし、総合仮設計画図に明記する。

4) スペース

スペースが少ない場合：いろいろと工夫して置き場所を設置する。/例えば車輪付きの籠車（クランプ入れの籠等）を使用するとか、分別棚を2段以上等工夫する。

5) 処理業者の処理方法

①中間処理業者に処理をさせる場合：職方の教育のためにも分別する。

（業者によってはすべて焼却してしまう場合でも、リサイクル社会へ対応）

②最終処分場に処分する場合

可能な限りリサイクルできるものは再資源化施設へ搬出する。

（逼迫している処分場の残余容量を少なくしてしまうを防ぐ）

6) コスト

違法投棄につながらないコスト

(3) 分別の実施上の守るべきこと

1) 協力業者に対して分別方法の周知徹底：安全協議会、新規入場者受入教育など

2) 処理業者とも打合せを行い、条件にあった分別の計画を作成する。

- 3) 分別する廃棄物と収集運搬業者、処分業者の許可品目を確認する。
- 4) 廃棄物の種類を表示：廃棄物の分別容器は現場の作業員が間違わない分別をする。
- 5) 産業廃棄物の保管場所：法定看板を設置（廃棄物処理法）する。
覆い又は囲いを設置：飛散防止/汚水発生防止を図る。

①一般廃棄物(現場事務所・休憩所)

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ペットボトル (リサイクル)	古雑誌 (リサイクル)	古新聞紙 (リサイクル)	飲料水の空缶等 (リサイクル)	一般廃棄物	

②産業廃棄物※-解体時

(安定型)				(管理型)			(特管)					
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
廃プラスチック (リサイクル)	ガラス・コンクリート・陶磁器くず (リサイクル)	金属屑 (リサイクル)	がれき類 (リサイクル)	安定型混合廃棄物	木屑 (リサイクル)	廃油	汚泥	管理型混合廃棄物	引火性廃油	廃酸・アルカリ	有害産業廃棄物	廃石綿

③、④：原則、5つ以上選定(ALCある場合6つ以上選定)
※狭隘敷地は、4つ以上選定

I P A R T

③産業廃棄物、有価物※-解体時

(安定型)						
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
がれき類 (リサイクル)	廃プラスチック (リサイクル)	金属屑 (有価物)※	金属屑 (リサイクル)	木屑 (リサイクル)	安定型混合廃棄物	段ボール (有価物)※

④産業廃棄物、有価物※-仕上時

(安定型)								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
がれき類 (リサイクル)	廃プラスチック (リサイクル)	金属屑 (有価物)※	金属屑 (リサイクル)	木屑 (リサイクル)	ボード (リサイクル)	ALC (リサイクル)	安定型混合廃棄物	段ボール (有価物)※

【別紙 ②】

(第2面) 【トーン 石川県】

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度 (令和2年度) 実績】															
産業廃棄物の種類	コから	アスロから	かれき類	ガラスくず 陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	紙くず	木くず	繊維くず	廃石膏ボード 混合廃棄物	汚泥	蛍光灯 (電球形以外)	石綿含有 産業廃棄物	廃石膏等 [特管]	総量
①実績	3289.79	1495.74	207.89	24.80	207.73	149.44	39.87	192.62	0.45	151.17	69.78	195.80	13.44	1.39	6040.27
【今年度 (令和3年度) 目標】															
産業廃棄物の種類	コから	アスロから	かれき類	ガラスくず 陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	紙くず	木くず	繊維くず	廃石膏ボード 混合廃棄物	汚泥	蛍光灯 (電球形以外)	石綿含有 産業廃棄物	廃石膏等 [特管]	総量
②目標	2000.00	1000.00	100.00	15.00	100.00	100.00	30.00	100.00	0.50	100.00	100.00	0.50	5.00	0.00	3701.00

(第4面・第5面)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度 (令和2年度) 実績】															
産業廃棄物の種類	コから	アスロから	かれき類	ガラスくず 陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	紙くず	木くず	繊維くず	廃石膏ボード 混合廃棄物	汚泥	蛍光灯 (電球形以外)	石綿含有 産業廃棄物	廃石膏等 [特管]	総量
①実績	3289.79	1495.74	207.89	24.80	207.73	149.44	39.87	192.62	0.45	151.17	69.78	195.80	13.44	1.39	6040.27
(b)	2262.70	646.88	39.90	4.35	12.27	24.07	0.00	11.94	0.00	8.49	14.95	195.80	13.44	1.39	3239.04
	3289.79	1495.74	192.99	24.80	207.73	149.44	39.87	192.62	0.00	151.17	69.78	195.80	0.00	0.00	6010.59
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00
【今年度 (令和3年度) 目標】															
産業廃棄物の種類	コから	アスロから	かれき類	ガラスくず 陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	紙くず	木くず	繊維くず	廃石膏ボード 混合廃棄物	汚泥	蛍光灯 (電球形以外)	石綿含有 産業廃棄物	廃石膏等 [特管]	総量
②目標	2000.00	1000.00	100.00	15.00	100.00	100.00	30.00	100.00	0.50	100.00	100.00	0.50	5.00	0.00	3701.00
(c)	2000.00	1000.00	100.00	15.00	100.00	100.00	30.00	100.00	0.50	100.00	100.00	0.50	5.00	0.00	3701.00
	2000.00	1000.00	100.00	15.00	100.00	100.00	30.00	100.00	0.50	100.00	100.00	0.50	5.00	0.00	3701.00
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00

②目標欄に目標数量があるが、これは前年度の数量を参考に記入したものである。総排出量に関しては、その年の工事の増減により影響を受け、現時点で見通しを立てることが難しい。工事着工時に作業所毎に予測、計画をたて目標を定めている。それを実行することにより、排出量の抑制を図る